

岩手県知事 達増 拓也 様

平成24年5月29日

放射性物質による汚染に伴う大家畜畜産の
被害に関する緊急対策要請書

岩手県農業会議
会長 佐々木 正勝

先の東日本大震災から1年2ヶ月余が過ぎました。被災地では復興に向けて血のにじむような努力がなされており、農業においても営農再開を図るべく懸命に取り組まれています。

一方、原発事故に起因した放射性物質による汚染問題は、本県においても住民生活や地域経済に大きな影響を及ぼしておりますが、さらに、牧草から国の暫定許容値を超える放射性セシウムが検出されたため、広い範囲に亘って利用自粛が行われており、牧場閉鎖を余儀なくされるところも出るなど、本県農業の基幹部門である大家畜畜産は極めて深刻な状況にあります。

つきましては、こうした被害により、経営の先行きが見えなくなっている畜産農家の窮状を一刻も早く救済し、これまで築き上げてきた本県の大家畜畜産が、いやしくも縮小することのないよう次の対策について特段の御配慮をお願いします。

記

1 牧草検査の早期実施について

畜産農家は開牧や一番草の刈り取り時期を迎え、その利用が可能かどうかの見極めを急いでおり、早期の検査結果を求めているので、未だ実施されていないところは速やかに対応すること。

2 牧草地除染の全体計画の作成と事業の早期実施について

利用自粛要請等に伴い、除染が必要となっている牧草地が相当の面積に及ぶものと見込まれるので、地域ごとの課題や農家の意向を踏まえた全体計画を作成し、その見通しを示すとともに、一刻も早く「牧草地再生対策事業」が前倒しで実施されるよう、必要な予算を措置すること。

併せて、あらゆる手を尽くし、作業に必要な機械、資材、労働力を確保すること。

3 公共牧場など収容施設の確保について

放牧により飼養されている乳牛や肉牛については、牧草地の除染が終了し、放牧を再開できるようになるまでの間、他の公共牧場の利用について関係者との調整を図るなど、一時的に収容できる施設の確保を図ること。

4 汚染された牧草の処分について

新暫定許容値を上回る収穫済みの牧草については、一般廃棄物として焼却、埋却、すき込みにより処分することとなっているが、暫定許容値の変更により処分対象牧草が大幅に増えるとともに、周辺住民の理解、用地の確保などの問題により、遅々として処分が捗っていない。

このことにより、保管牧草の包装材の劣化への対応、代替として手当てされた牧草の保管場所の確保などの新たな対策も必要となっており、早急に汚染された牧草の処分対策を講ずること。

5 代替粗飼料の安定供給について

利用自粛要請等に伴い自給飼料を給与できない農業者に対し、代替粗飼料を安定的に確保するための対策を講ずること。

6 肉用牛等の流通対策について

現在、暫定規制値の見直しによる出荷基準の改正に伴い、成牛市場が止まるとともに、と畜も限られた数しか行われておらず、農業者は肉用牛や乳用老廃牛の滞留で、たいへん困窮している。

このため、当面の措置として、牛の一時保管場所の確保などを図るとともに、生体のまま牛肉の放射性物質を検査する技術の導入など、肉用牛等が速やかに流通するための対策を早急に講ずること。

7 風評被害対策について

今般の牧草の利用自粛が風評被害を招き、牛乳・牛肉の消費減退や、ひいては、加工、流通業者にも影響を及ぼすことが懸念されるので、十分な対策を講ずること。

8 その他

上記のほか、生産農家の意欲を減退させることのないよう、新たな問題が発生した場合には必要な対策を直ちに講ずること。